

6G8C2678 2023 年 12 月 (Rev. 7)

## リチウム電池の輸送規制に関する対応のお願い

# 東芝インフラシステムズ株式会社

いつも東芝産業用コンピュータをご愛顧いただき、ありがとうございます。

掲題の件、弊社産業用コンピュータに搭載しているリチウム電池の輸送に関して、下記の対応をお願い申し上げます。

# ※ご注意

本資料は規則の要約であり、すべてを網羅しているわけではありません。規則の詳細については、最新の規則書をご確認ください。(日本航空危険物安全輸送協会のサイト(http://www.jacis.or.jp/)

記

お客様がリチウム電池を陸路以外(航空輸送や海上輸送など)で輸送する場合は、お客様が荷主となり、 輸送品の責任対象者になります。

#### バッテリ情報

使用しているバッテリの情報は以下の通りです。

機種名	バッテリ型式	バッテリ 種類	リチウム 含有量	本体内蔵 電池個数
FA3100S model 9500/5500/9000 FA2100S model 300/200				
FR2100S model 300/200				
FA2100SB model 300/200 ※				
FB2100A model 100 ※	UBAT2		0.7g	
FS10000 model 280A/320A/280S/				
320S/280R/320R		リチウム 金属電池 (単電池)		1個
FS5000 model 280A/320A/280R/320R				
CP10 model 300/200 ※				
FS10000S model 2000	CR17450 WK54		0.85g	
FS5000S model 2000				
FS20000S model 200/100	CR17450K WK54			
FA3100T model800				
FA3100SS model 1000				
FA3100S model 9700				
FA2100SS model 500/400				
FR2100SS model 500				
FA2100T model 700/600				
FR2100T model 700				
CP30 model 300 ※				
FS20000R model 200/100				
FA2100TX model 700				
FR2100TX model 700				
FA1100 model 100	BE01		0.26g	
EC20 model 100 ※★機種ではトラバッテリの他に季源用バッテリがも	   ±±			, <u> </u>

<sup>※</sup>本機種では上記バッテリの他に電源用バッテリが搭載されている場合がございますが、使用電池にはリチウム電池を 使用していないため、本案内の対象外としております。



6G8C2678 2023 年 12 月 (Rev. 7)

## 輸送時対応について

が必要となります。

1. パッテリ単体の場合(国連番号:UN3090 包装基準:PI968)

リチウム金属電池単体は、非危険物および危険物に該当する全ての電池が旅客機輸送禁止となります。 それに伴い、包装物への貨物機専用ラベル(CAO=Cargo Aircraft Only)の貼付が必須となります。 ①強固な梱包、②落下試験、③リチウム電池マークの添付、④運送状(Air Waybill)への追加記載 が必要となります。

- 2. 機器(コンピュータ本体)とバッテリを同梱した場合(国連番号: UN3091 包装基準: PI969) ①強固な梱包、②落下試験、③リチウム電池マークの添付、④運送状(Air Waybill)への追加記載が必要となります。
- 3. 機器(コンピュータ本体)へ組み込んだ状態の場合(国連番号: UN3091 包装基準: PI970)①強固な梱包、②リチウム電池マークの添付、③運送状(Air Waybill)への追加記載

運送状あたりの包装物の個数が2個以下で、包装物あたりの単電池個数が4個以下の場合、 リチウム電池マークの添付および運送状への追加記載は不要です。

2003 年 7 月 1 日以降に製造された単電池または組電池の製造業者及び販売業者は UN38.3 で規定された 試験結果要約(試験サマリー)を 2020 年 1 月 1 日発行以降、提供可能にしなければなりません。航空会社、 フォワーダー、または管轄する公的機関より提出を求められる場合があります。お問い合わせは弊社営業ま でお願い致します。

以上、お手数ですがお客様にてご対応をお願いいたします。

※ご注意:既にお客様がご購入いただいている対象製品につきましても、お客様にて陸路以外で輸送される場合は、本規則の対象になります。

一以上一